

新居浜市
高齢者福祉計画 2018
(介護保険事業計画)

【概要版】

2018年3月
新居浜市

はじめに

わが国では、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の比率が 27% を超え、3.7 人に 1 人が高齢者という超高齢社会を迎えています。今後、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、3.3 人に 1 人が 65 歳以上になると予測されています。

本市においては、2015 年に高齢化率が 30% を超え、今後とも上昇し続けるものと推計されています。

国においては、2017 年に高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目指し、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定されました。

こうした中、平成 30 年度から平成 32 年度までの本市の高齢者福祉及び介護保険事業についての方向性を示した「高齢者福祉計画 2018」（介護保険事業計画）を策定いたしました。

「高齢者福祉計画 2015」（介護保険事業計画）に引き続き、「高齢者が安心して笑顔で暮らせる健康長寿のまちづくり」を基本理念として掲げ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを連携させた地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を推進してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました「新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会」の皆さまには、多大なご支援やご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。



2018 年 3 月

石川 勝行

第1章 計画の概要

1 事業計画策定の背景

高齢者を取り巻く状況を全国的にみると、2025年にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となり、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。また75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方では緩やかに増加するなど、各地域の状況は異なっています。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療・介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していくことが重要です。

2017年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

本計画は上記の背景を踏まえ、2025年を目途に、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じた包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を目指し、新たな計画を策定するものです。

2 法令等の根拠

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者福祉に関する施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

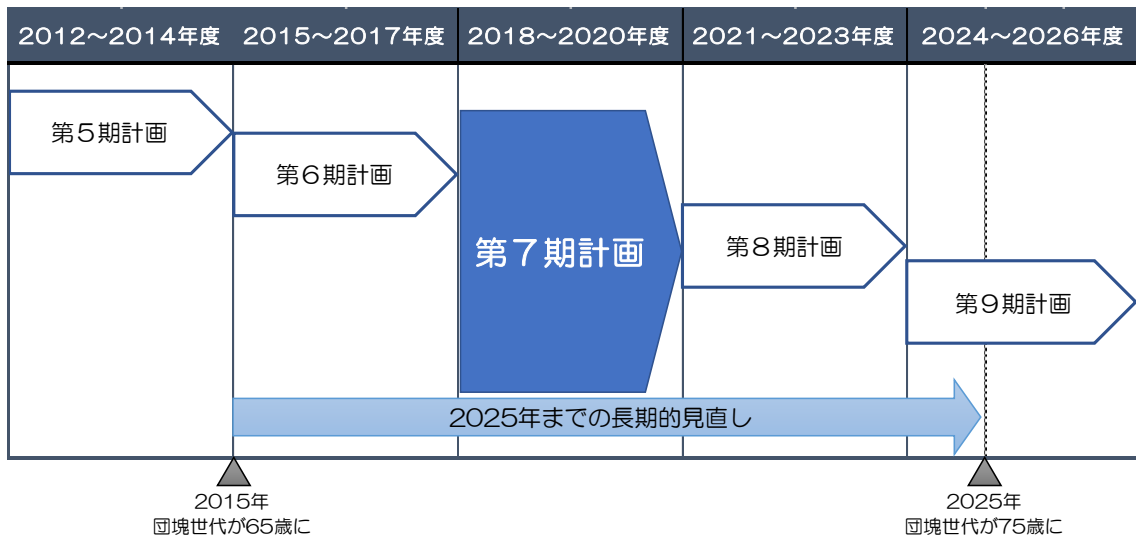
高齢者福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と位置付けられます。

介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。介護保険法第117条に規定された計画で今回が第7期となります。

3 計画期間及び見直し時期

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっているため、第7期介護保険事業計画の計画期間は2018～2020年度となります。高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者福祉計画の計画期間も2018～2020年度となります。

2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



4 他計画との関係

本計画は、「第5次新居浜市長期総合計画（2011年度～2020年度）」を上位計画とし、地域福祉の推進を具体化するための社会福祉法第107条に基づく「新居浜市地域福祉推進計画（2011年度～2020年度）」、健康増進法第8条に基づく「第2次元気プラン新居浜21（2014年度～2024年度）」、その他、保健・医療・福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和を保ちながら策定を行いました。

国の基本指針に基づき、介護施設・在宅医療等の追加的需要等を推計し、愛媛県との協議を経て、介護施設対在宅医療の割合を3対1とし、介護サービスの見込量に盛り込み、「愛媛県地域保健医療計画」との整合性を図りました。

5 計画策定体制

本計画の策定は、「新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会」において、2017年5月から2018年3月まで計5回の審議を行いました。この協議会は、公募委員をはじめ第1号被保険者、自治会、婦人会、老人クラブ等の住民代表や保健・医療・福祉の関係者にも委員として参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

なお、会議は公開で傍聴の受付を行い、計画（案）については、2018年2月19日から2018年3月12日の間、本市ホームページと介護福祉課、各公民館等でパブリックコメント（意見聴取）を行いました。

第2章 高齢者等の現状及び将来推計

1 人口の現状と今後の見込み

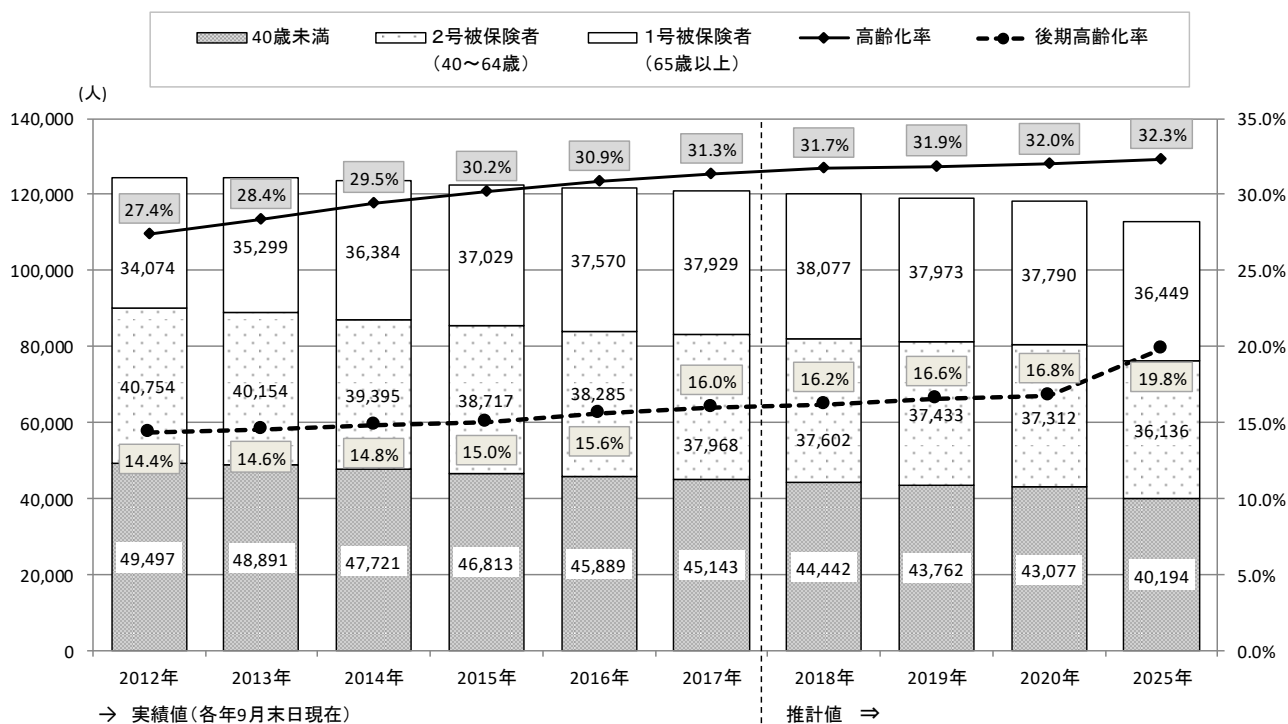
総人口は減少傾向となっているのに対し、1号被保険者にあたる65歳以上の人口は増加傾向にあり、2017年9月末日で37,929人となっています。高齢化率も上昇を続けており、2017年9月末日で31.3%、後期高齢化率16.0%となっています。また、2号被保険者にあたる40歳～64歳及び40歳未満の人口については減少を続けています。

コーホート変化率法により2025年までの人口推計を行いました。2019年より1号被保険者は減少に転じ、後期高齢者は増加する見込みとなっています。

団塊の世代が75歳に到達する2025年には高齢化率が32.3%、後期高齢化率19.8%となる見込みとなっています。

年齢	人口実績(外国人を含む)						第7期計画期間			
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
1号被保険者 (65歳以上)	34,074	35,299	36,384	37,029	37,570	37,929	38,077	37,973	37,790	36,449
内後期高齢者 (75歳以上)	17,910	18,138	18,328	18,430	19,008	19,366	19,440	19,763	19,803	22,375
2号被保険者 (40～64歳)	40,754	40,154	39,395	38,717	38,285	37,968	37,602	37,433	37,312	36,136
40歳未満	49,497	48,891	47,721	46,813	45,889	45,143	44,442	43,762	43,077	40,194
総人口	124,325	124,344	123,500	122,559	121,744	121,040	120,121	119,168	118,179	112,779
高齢化率	27.4%	28.4%	29.5%	30.2%	30.9%	31.3%	31.7%	31.9%	32.0%	32.3%
後期高齢化率	14.4%	14.6%	14.8%	15.0%	15.6%	16.0%	16.2%	16.6%	16.8%	19.8%

実績値出典：住民基本台帳（各年9月末日現在）



2 認定者数の現状と今後の見込み

認定者数の実績をみると、2012年以降増加傾向となっていますが、2014年以降は増減しています。また、総合事業の開始により、2017年、2018年の認定者数は減少し、その後は後期高齢者数及び高齢化率の上昇に伴い、認定者数は増加する見込みとなっています。

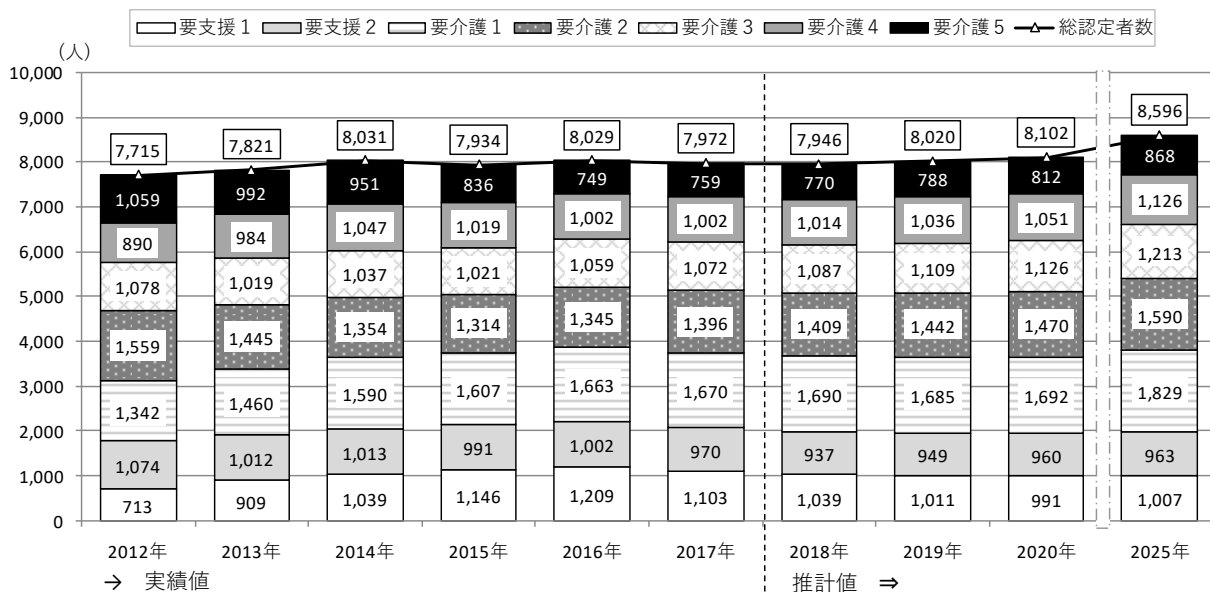
	認定者数実績(2号被保険者を含む)						第7期計画期間			
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
要支援1	713	909	1,039	1,146	1,209	1,103	1,039	1,011	991	1,007
要支援2	1,074	1,012	1,013	991	1,002	970	937	949	960	963
要介護1	1,342	1,460	1,590	1,607	1,663	1,670	1,690	1,685	1,692	1,829
要介護2	1,559	1,445	1,354	1,314	1,345	1,396	1,409	1,442	1,470	1,590
要介護3	1,078	1,019	1,037	1,021	1,059	1,072	1,087	1,109	1,126	1,213
要介護4	890	984	1,047	1,019	1,002	1,002	1,014	1,036	1,051	1,126
要介護5	1,059	992	951	836	749	759	770	788	812	868
総認定者数	7,715	7,821	8,031	7,934	8,029	7,972	7,946	8,020	8,102	8,596

実績値出典：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

参考：1号被保険者に占める認定者数の割合

【1号認定者数(介護保険事業状況報告(各年9月月報))÷1号被保険者数(住民基本台帳(各年9月末現在))】

2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
22.2%	21.7%	21.7%	21.1%	21.0%	20.7%	20.5%	20.8%	21.1%	23.2%



第3章 計画の基本理念と重点目標

1 基本理念

第6期計画に引き続き「高齢者が安心して笑顔で暮らせる健康長寿のまちづくり」を基本理念に掲げ、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる2025年までの間に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを段階的に構築していきます。

【基本理念】

高齢者が安心して笑顔で暮らせる
健康長寿のまちづくり

2 重点目標

基本理念の実現に向け、次の6項目を基本目標に掲げ、重点的に取組、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

● 【重点目標1】笑顔で暮らし共に生き支えあう地域ネットワークの充実

健康長寿を確立していくためには、高齢者が地域で生きがいを持ち、自らの経験や知識を活かして社会参加していくためのネットワークづくりや、介護予防・重度化防止といった予防を重視した取組が重要です。

日頃からの健康づくり・介護予防、多様な活動や居場所の提供、ボランティア活動等の促進に向けて、地域や関係機関等とさらなる連携を図り、共に生き支えあう地域づくりを支援していきます。

更に、75歳以上の高齢者は、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の連携による支援体制づくりが必要となっています。医療機関からの退院支援や日常の在宅療養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な状態へ迅速に対応することが望まれます。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、医療・介護・福祉が連携・協力した一体的な在宅生活支援体制づくりを推進し、高齢者の地域での日常生活を支援します。

● 【重点目標 2】 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

健康寿命の延伸に向けて、生活機能全体の維持・向上を図るとともに、居場所づくりや役割づくりを通じて、活動的で生きがいのある生活や人生を、できる限り住み慣れた在宅で送ることが大切です。このため、介護予防事業と生活支援を一体的に提供する効果的な介護予防ケアマネジメントが重要です。介護予防に関する正しい知識の普及、積極的な社会活動の促進、送迎に頼らない通いの場の拡充などの取組の推進により、効果的な介護予防施策を進めます。

また、介護予防事業の推進にあたっては、リハビリテーション専門職等の関与・助言を得て、事業評価やアセスメント、実施方法に関する技術的向上を図ることによって、より効果的な取組を進めていきます。

● 【重点目標 3】 認知症施策の推進

高齢化率の増加に伴い、今後増加が見込まれる認知症高齢者が、安心して笑顔で暮らし続けていける支援体制づくりが必要です。認知症の正しい知識の普及啓発、認知症の方やその家族を地域で支える体制づくりと、早期発見・早期診断に向けた支援体制づくりを推進するとともに、地域や関係機関等とさらなる連携を図り、認知症予防を重視した施策を進めます。

また、厚生労働省が示す「新オレンジプラン」に基づき、本市においても関係機関や専門職等との連携を図り、現状や課題の把握等を行い、個人の尊厳が重視される認知症施策の推進に、積極的に取り組んでいきます。

● 【重点目標 4】 安心して住み続けられる生活環境の充実

高齢者の住まい方が多様化する中、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者に配慮した住環境の整備が必要です。

ニーズに応じた多様な住まい方の確保を含めた生活環境全般の整備を進めるとともに、地域連携に取り組むことで、高齢者の社会的孤立を防ぎ、防災・防犯などの様々な取組を進め、安心して住み続けられる生活環境の充実を図ります。

また、各日常生活圏域を担当する第2層健康長寿コーディネーターの活動を促進し、各日常生活圏域・小圏域における情報交換の場を創出します。助け合い活動創出につながる話し合いの場としても活性化させ、地域の助け合い活動づくりを支援します。

● 【重点目標 5】 包括的な相談支援体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な相談窓口から包括的な支援へとつながる相談支援体制の整備を進めることが必要です。

地域の相談支援体制の機能強化を図るとともに、地域住民とのつながりによって、高齢者や介護をする家族の孤立・孤独化を防ぎ、地域の中で見守り・支える仕組みづくりを推進します。

● 【重点目標 6】 適切で効果的な介護サービスの充実

介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしていくためには、その人の状態や生活環境など、利用者ニーズに応じたサービスの提供を進めていくことが重要であり、施設などの量的確保と介護人材育成などの質的確保、両方から総合的に提供基盤の整備を図る必要があります。住み慣れた地域で、できる限り暮らしていけるよう、適切で効果的な介護サービスの充実を図ります。

第4章 施策の展開

【重点目標1】笑顔で暮らし共に生き支えあう地域ネットワークの充実

1 生きがいづくり・社会参加の推進

高齢者が生きがいを持っていきいきと生活していけるよう、高齢者の持つ豊富な経験や知識・技能を活かし、高齢者が社会を支える一員として生涯を通じて現役で活躍できるまちづくりを進めます。

-
- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 老人クラブ育成事業 | (2) 高齢者顕彰事業 |
| (3) 老人広場整備事業 | (4) 老人福祉センター |
| (5) 生き生きデイサービス事業（別子山地区） | (7) 笑いによる健康増進事業 |
| (6) デイサービスえびすや事業（大島地区） | (8) 高齢者の生きがいと健康づくり事業 |
-

2 地域ネットワークの構築

少子高齢化による核家族化の進展、社会情勢の変化などに伴い、地域におけるコミュニティが希薄化する中、日頃からの声かけなど、地域のつながりの強化や集いとなる場を確保し、支えあい協力し合う仕組みづくりが重要となっています。

地域包括ケアシステムの構築に向け、健康づくり、介護予防事業、生きがいづくり等、自ら率先して取り組もうとする（自助）、自助をサポートする住民同士の支え合い（互助）、介護サービス等の基盤整備、自助、互助をサポートする各種施策等（共助）が有機的に結びついていけるよう地域ネットワークの充実を図ります。

-
- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 地域ケアネットワーク推進協議会の充実 | (2) 見守り推進員活動事業 |
| (3) 社会福祉協議会の活動 | (5) 避難行動要支援者対策 |
| (4) ボランティア活動等民間の地域福祉活動 | |
-

3 多職種連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、主治医と介護支援専門員の連携、在宅と施設の連携など利用者ごとに様々な職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的にフォローアップしていくことが必要です。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業として、地域の関係機関と連携し、高齢者を切れ目なく、多角的に支援する体制づくりに取り組んでいます。

介護支援専門員連絡協議会との連携を図りながら、介護支援専門員の資質向上のための研修会を所属機関別や地域ごとに開催し、きめ細かい部会活動を開催し、また、個々の介護支援専門員の相談にも応じ、個別支援を行っています。

介護支援専門員の法定研修制度の改正を受けて、2016年度からは市主催の主任介護支援専門員研修を実施するなど、介護支援専門員の資質向上に努めています。

4 在宅医療・介護連携の推進

75歳以上の高齢者は、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の両方を必要とすることが多いことから、できる限り住み慣れた地域や自宅で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療、介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

2018年度から、次の8つの項目に取り組みます。

-
- | | |
|------------------|----------------------|
| (ア) 医療・介護等の資源の把握 | (イ) 課題抽出と対応協議 |
| (ウ) 連携支援センターの運営 | (エ) 情報共有の支援 |
| (オ) 研修 | (カ) 切れ目ないサービス提供体制の構築 |
| (キ) 普及啓発 | (ク) 二次医療圏内連携 |
-

【重点目標2】介護予防・日常生活支援総合事業の推進

1 介護予防ケアマネジメントの充実

健康寿命の延伸に向けて、生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅で活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが大切です。このため、適切な介護予防ケアマネジメントの実施や支援、効果的な介護予防施策、リハビリテーション専門職等の連携を進めていきます。

-
- (1) 適切・効果的な介護予防ケアマネジメントの推進
 - (2) ケアマネジメント支援と地域ケア会議の充実
 - (3) 多様なサービスの創出
-

2 介護予防・重度化防止の推進

2015年度制度改正により介護予防事業が見直され、65歳以上の全ての元気な人を対象とした一次予防事業と、主に要支援状態にある高齢者を対象とした二次予防事業を統合した一般介護予防事業をすることとなりました。機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなど的高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたしくみが設定されました。介護予防・重度化防止に関する啓発、通いの場における地域の介護予防活動支援、多職種による介護予防の取組の強化等を効果的に組み合わせて事業を実施していきます。

-
- (1) 介護予防の普及啓発（介護予防教室）
 - (2) 健康長寿地域拠点の拡充
 - (2) シルバー（シニア）ボランティアの推進
 - (4) 地域リハビリテーション活動支援の推進
-

3 生活習慣病予防の推進

市民の「壮年期死亡の減少」「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目指した健康づくりを総合的で効果的に推進するため、新居浜市健康増進計画『元気プラン新居浜 21』に基づき、肥満、高血圧、糖尿病、がん等の生活習慣病予防に取り組んでいます。

がん検診受診率向上と受動喫煙防止等禁煙に向けた健康教育等に積極的に取り組むことで、生活習慣病有病者の減少、壮年期死亡の減少等による健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

-
- (1) 生活習慣病予防の推進
 - (2) 特定健康診査等の実施
 - (3) 食育の推進
-

【重点目標 3】 認知症施策の推進

1 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い認知症の人が増加しており、一人暮らしの認知症の人や夫婦ともに認知症である世帯への対応も課題となっていることから、国では「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を策定し、認知症施策推進に取り組んでいます。

認知症の方やその家族が住み慣れた地域で尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、地域住民に認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、認知症サポーターの養成及び認知症高齢者を地域で見守る体制づくりに努めます。

-
- | | |
|---------------------------|-------------------|
| (1) 認知症サポーターの養成 | (2) 認知症予防活動の推進 |
| (3) 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 | (4) 認知症高齢者等の権利擁護 |
| (5) 認知症高齢者等徘徊SOSネットワークの推進 | (6) 認知症高齢者と家族への支援 |
-

【重点目標 4】 安心して住み続けられる生活環境の充実

1 生活環境の充実

身体や精神に障がいがある、または、環境上の理由、経済的な理由、身寄りがない等の家庭の事情により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、バリアフリー等高齢者に配慮した住環境の整備に努めます。

-
- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 養護老人ホーム | (2) 軽費老人ホーム（A型） |
| (3) ケアハウス | (4) サービス付き高齢者向け住宅 |
-

2 在宅支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者、認知症高齢者等に対して、住み慣れた地域で心身ともに自立し、健康でいきいきと安心して暮らせるよう、以下の生活支援サービスを提供します。

-
- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 福祉電話貸与事業 | (2) 緊急通報体制整備事業 |
| (3) 老人短期入所事業（養護老人ホーム） | (4) 要介護者理美容サービス事業 |
-

3 在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービスを提供することにより、支援を必要とする高齢者や介護をする家族の身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けることができるよう支援を実施します。

-
- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 要介護者紙おむつ支給事業 | (2) 住宅改修支援事業 |
| (3) ねたきり老人等ふれあい介護者慰労金支給事業 | |
-

4 日常生活支援体制の構築

高齢になっても住み慣れた地域で健康に過ごすために、保健部門や社会教育部門で実施している各種健診や生きがいづくり事業等を活用するとともに、既存の介護予防事業や社会資源の活用、多様な担い手による様々な生活支援サービスの活用・創出が必要であり、予防と支援が適切に提供できる体制づくりが求められています。

-
- | |
|-----------------------------|
| (1) 健康長寿コーディネーターの配置 |
| (2) 地域の情報共有と助け合い活動を話し合う場の創設 |
| (3) 地域の助け合い活動の創出 |
-

【重点目標5】 包括的な相談支援体制の推進

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターをコーディネーターとして、地域の協力機関（ブランチ）9箇所と連携を図りながら、高齢者福祉サービスや介護サービス、医療サービス等が連続性・一貫性をもって提供されるよう地域ネットワークの構築を目指します。

(1) 地域包括支援センターの運営

(2) 総合相談権利擁護事業

(3) 高齢者虐待に対する取組

2 相談・苦情対応の充実

高齢者が安心して介護サービスを利用していくために、介護サービス等に関する苦情について、サービス提供事業者、愛媛県及び国民健康保険団体連合会などの関係機関と連携を図り、迅速・丁寧に対応していきます。

また、介護相談員を施設に派遣し、利用者の保護、施設のサービス向上に役立てます。

(1) 介護相談員派遣事業

3 成年後見制度の利用支援

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に成年後見開始の審判申立を行うとともに、費用の助成が必要な方に対しては助成を行っています。

【重点目標6】適切で効果的な介護サービスの充実

1 介護サービスの安定的な提供

サービスが本当に必要な高齢者が必要なサービスを受けることができるよう、介護保険サービス事業者への適切な支援・助言を行うとともに、事業者のサービスの質の確保・向上に向けた取組を支援します。

また、介護を必要とする方が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、引き続き、介護サービス基盤の整備を進めていきます。

-
- (1) 情報提供の充実
 - (2) 介護人材の確保
 - (3) 第7期計画期間中におけるサービスの基盤整備
-

2 介護サービスの質の向上

介護保険法に基づき、本市が指定している地域密着型介護サービス及び介護予防支援、また、2018年4月から指定権限が県より移譲される居宅介護支援の事業者に対し、介護給付等対象サービスや介護報酬の請求などに関する取扱いについて、周知徹底することを目的とした指導を定期的に行います。

高齢者のニーズが多様化している中で、その生活を支える介護サービスの役割が重要となることから、法令等に基づく基本的なサービスの適切な提供と高齢者ニーズにきめ細かく対応する質の高いサービス提供が必要になります

今後も、介護サービスの提供に対し、ケアマネジャーを中心とする的確な判断がより一層求められることから、引き続き、居宅サービスや施設サービスの指導監督などの権限を持つ県との連携を図りながら、適切な事業者指導に努めます。

3 介護給付費等の適正化の推進

高齢者の介護認定や事業所の利用者に対するサービス提供について、適正化を行い、介護保険事業の適切な運営を図ります。

-
- ① 要介護認定の適正化（重点事業）
 - ② ケアプランの点検（重点事業）
 - ③ 住宅改修等の点検
 - ④ 医療情報との突合・縦覧点検（重点事業）
 - ⑤ 介護給付費等通知の発送
 - ⑥ その他の取組
-

第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料

1 介護保険サービスの見込み

介護が必要となった高齢者が、安心して住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、介護保険サービスの充実に努めていきます。

(1) 介護サービス（介護給付）の見込み量

居宅サービス	給付費(年間)		
	2018年度	2019年度	2020年度
①訪問介護	837,004千円	844,686千円	852,298千円
②訪問入浴介護	17,611千円	17,619千円	18,797千円
③訪問看護	174,873千円	185,056千円	194,538千円
④訪問リハビリテーション	5,307千円	5,310千円	5,538千円
⑤居宅療養管理指導	40,171千円	41,596千円	43,012千円
⑥通所介護	1,806,992千円	1,819,801千円	1,853,397千円
⑦通所リハビリテーション	716,077千円	730,529千円	737,340千円
⑧短期入所生活介護	397,621千円	403,024千円	410,743千円
⑨短期入所療養介護(老健)	26,222千円	26,987千円	26,987千円
⑩短期入所療養介護(病院等)	523千円	523千円	523千円
⑪福祉用具貸与	318,493千円	325,433千円	331,478千円
⑫特定福祉用具購入費	9,668千円	9,668千円	9,668千円
⑬住宅改修費	41,943千円	43,773千円	46,893千円
⑭特定施設入居者生活介護	208,771千円	208,865千円	208,865千円

地域密着型サービス	給付費(年間)		
	2018年度	2019年度	2020年度
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	128,523千円	128,580千円	156,912千円
②夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円
③認知症対応型通所介護	106,071千円	106,119千円	108,259千円
④小規模多機能型居宅介護	368,992千円	377,312千円	437,116千円
⑤認知症対応型共同生活介護	1,518,316千円	1,518,996千円	1,598,096千円
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	673,770千円	674,072千円	674,072千円
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0千円	0千円	66,227千円
⑨地域密着型通所介護	262,580千円	269,065千円	272,304千円

施設サービス	給付費(年間)		
	2018年度	2019年度	2020年度
①介護老人福祉施設	1,914,391千円	1,915,248千円	1,915,248千円
②介護老人保健施設	1,165,481千円	1,166,002千円	1,166,002千円
③介護医療院	0千円	0千円	0千円
④介護療養型医療施設	38,639千円	38,656千円	38,656千円

	給付費(年間)		
	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護支援	514,470千円	519,532千円	526,094千円

	給付費(年間)		
	2018年度	2019年度	2020年度
介護給付費計	11,292,509千円	11,376,452千円	11,699,063千円

(2)介護予防サービス（予防給付）の見込み量

介護予防居宅サービス	給付費(年間)		
	2018年度	2019年度	2020年度
①介護予防訪問介護			
②介護予防訪問入浴介護	0千円	0千円	0千円
③介護予防訪問看護	36,324千円	40,658千円	43,670千円
④介護予防訪問リハビリテーション	410千円	410千円	410千円
⑤介護予防居宅療養管理指導	3,778千円	4,171千円	4,171千円
⑥介護予防通所介護			
⑦介護予防通所リハビリテーション	69,276千円	69,781千円	70,233千円
⑧介護予防短期入所生活介護	5,195千円	5,198千円	5,715千円
⑨介護予防短期入所療養介護(老健)	0千円	0千円	0千円
⑩介護予防短期入所療養介護(病院等)	0千円	0千円	0千円
⑪介護予防福祉用具貸与	53,844千円	54,546千円	55,120千円
⑫特定介護予防福祉用具購入費	3,740千円	3,740千円	3,740千円
⑬介護予防住宅改修	15,501千円	15,501千円	16,360千円
⑭介護予防特定施設入居者生活介護	20,102千円	20,111千円	20,111千円

介護予防地域密着型サービス	給付費(年間)		
	2018年度	2019年度	2020年度
①介護予防認知症対応型通所介護	2,664千円	2,665千円	2,665千円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	9,458千円	10,322千円	12,039千円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	5,456千円	5,458千円	5,458千円

	給付費(年間)		
	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防支援	60,548千円	61,639千円	62,702千円

	給付費(年間)		
	2018年度	2019年度	2020年度
予防給付費計	286,296千円	294,200千円	302,394千円

2 介護保険料の算定について

(1) 標準給付費

第7期介護保険事業計画（2018～2020年度）における標準給付費見込額の合計は38,427,856,542円と見込んでいます。

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
標準給付費見込額(A)	12,433,493,694円	12,724,843,301円	13,269,519,547円	38,427,856,542円
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	11,573,757,694円	11,803,017,301円	12,281,482,547円	35,658,257,542円
総給付費	11,578,805,000円	11,670,652,000円	12,001,457,000円	35,250,914,000円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	5,047,306円	7,682,523円	8,009,421円	20,739,250円
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0円	140,047,824円	288,034,968円	428,082,792円
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)	432,322,000円	452,430,000円	472,538,000円	1,357,290,000円
特定入所者介護サービス費等給付額	432,322,000円	452,430,000円	472,538,000円	1,357,290,000円
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0円	0円	0円	0円
高額介護サービス費等給付額	351,890,000円	387,079,000円	425,786,000円	1,164,755,000円
高額医療合算介護サービス費等給付額	60,324,000円	66,357,000円	72,993,000円	199,674,000円
算定対象審査支払手数料	15,200,000円	15,960,000円	16,720,000円	47,880,000円
審査支払手数料一件あたり単価	76円	76円	76円	
審査支払手数料支払件数	200,000件	210,000件	220,000件	630,000件
審査支払手数料差引額	0円	0円	0円	0円

(2) 地域支援事業費

第7期介護保険事業計画（2018～2020年度）における地域支援事業費の合計は2,102,590,000円と見込んでいます。

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
地域支援事業費(B)	635,223,000円	698,746,000円	768,621,000円	2,102,590,000円
介護予防・日常生活支援総合事業費	470,838,000円	517,922,000円	569,714,000円	1,558,474,000円
包括的支援事業・任意事業費	164,385,000円	180,824,000円	198,907,000円	544,116,000円

(3) 保険料必要収納額

各項目について、以下の計算式により算出を行いました。

① 第1号被保険者負担分相当額について

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
標準給付費見込額(A)	12,433,493,694円	12,724,843,301円	13,269,519,547円	38,427,856,542円
地域支援事業費(B)	635,223,000円	698,746,000円	768,621,000円	2,102,590,000円
第1号被保険者負担分相当額(C)	3,005,804,840円	3,087,425,539円	3,228,772,326円	9,322,002,705円

第1号被保険者負担相当額(C)

$$= (\text{標準給付費見込額(A)} + \text{地域支援事業費(B)}) \times 23\% (\text{第1号被保険者負担割合})$$

② 保険料収納必要額について

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
調整交付金相当額(D)	645,216,585円	662,138,265円	691,961,677円	1,999,316,527円
調整交付金見込交付割合(E)	6.63%	6.60%	6.54%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.9715	0.9726	0.9753	
後期高齢者加入割合補正係数(2区分)	0.9883	0.9859	0.9871	
後期高齢者加入割合補正係数(3区分)	0.9546	0.9592	0.9634	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.9566	0.9566	0.9566	
調整交付金見込額(H)	855,557,000円	874,023,000円	905,086,000円	2,634,666,000円
準備基金の残高 (平成29年度末の見込額)				630,000,000円
準備基金取崩額(I)				630,000,000円
保険料収納必要額(J)				8,056,653,232円
予定保険料収納率(K)	98.80%			
所得段階別 加入割合補正後被保険者数(L)	36,115人	36,016人	35,842人	107,974人

保険料収納必要額(J)

$$= \text{第1号被保険者負担分相当額(C)} + \text{調整交付金相当額(D)} \\ - \text{調整交付金見込額(H)} - \text{準備基金取崩額(I)}$$

※調整交付金相当額(D)と調整交付金見込額(H)の違いについて

国の負担割合25%の内、5%は調整交付金での負担となります。調整交付金とは、各市町村間における財政力の差を調整するために国が5%負担していますが、高齢化率等を考慮し5%より多い市町村、少ない市町村があります。新居浜市では、調整交付金相当額(5%)の額が上記表の(D)となり、実際には調整交付金見込額(H)を国が負担する事となります。

(4)第1号被保険者の保険料基準額

第7期の第1号被保険者の保険料の基準額（月額）

$$= \text{保険料収納必要額(J)} \div \text{予定保険料収納率(98.80\%)} \\ \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数(L)(107,974人)} \div 12\text{か月}$$

$$\text{介護保険料基準額（月額）} = 6,294\text{円}$$

■第1号被保険者介護保険料基準額

第6期の第1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)	6,250円
第7期の第1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)	6,294円
(参考)第6期→第7期の増減率(保険料の基準額)	0.7%

(5)所得段階別介護保険料

所得段階	対象者の内容	基準額に対する割合	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.45	34,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	基準額×0.75	56,700円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者で上記2段階以外	基準額×0.75	56,700円
第4段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.85	64,200円
第5段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	基準額×1.00	75,600円
第6段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	90,700円
第7段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ200万円未満	基準額×1.25	94,500円
第8段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が200万円以上かつ300万円未満	基準額×1.50	113,400円
第9段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が300万円以上かつ350万円未満	基準額×1.70	128,500円
第10段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が350万円以上かつ500万円未満	基準額×1.80	136,000円
第11段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が500万円以上	基準額×1.85	139,800円

※第1段階については、国・県・市の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」により、負担割合が0.5から0.45に軽減されます。

新居浜市
高齢者福祉計画2018
(介護保険事業計画)
【概要版】

発行／新居浜市役所

編集／新居浜市 福祉部 介護福祉課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

